

東京都医療施設耐震化緊急対策事業（新築建替）の概要

I 補助対象者

- (1) 都内病院（国、都、市町村又はその一部事務組合、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。）
- (2) 補助の対象となる施設については、次のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業継続計画（BCP）を作成していること。
 - イ 「救急病院等を定める省令」（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づき知事から救急病院である告示を受けている病院の場合は、東京都災害拠点病院又は東京都災害拠点連携病院の指定を受けていること。

II 対象となる建物

建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された未耐震の病棟等（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果I_s値が0.6未満の建物）

III 補助内容

(1) 補助対象経費

新築建替（改築及び移転新築）に要する工事費又は工事請負費のうち、病棟部門（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、付属設備等）に係るもの

※カーテンや建物一体型でない冷暖房機器等の備品、駐車場整備費等は含まれない

対象となる工事は以下のとおり。

改 築	建築物の全部又は一部を除却して、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること
移転新築	現状の建物が存在する敷地以外に新たに建物を建築する場合

(2) 補助条件（次のアからカまでの条件を全て満たすこと）

ア 整備後の整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上（内法面積）、かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上（壁芯面積）確保すること。

(ア) 病室面積の算定方法

内法（有効床面積）で算出し、病室内の浴室及びトイレは病室面積には算定しない。ただし、病棟面積には加算できる。

(イ) 病棟の範囲

- ① 病室、廊下、デイルーム、患者用トイレ、浴室など入院患者が専用に使用する部分
- ② ナースステーションなど入院患者が直接使用しないが病棟に必ず必要な部分

(ウ) 病棟から除外される範囲

- ① エレベーター、ダムウェーター、職員及び患者が通常立ち入らない機械室等（PS、DSを含む）、バルコニー、テラス、売店（売店用倉庫を含む）、人間ドック、訪問看護ステーション、法人部門のみのために使用する管理室、駐車場、霊安室、診療部門、手術部門、検査部門、レントゲン部門等
- ② 病棟と別のフロアに設置されている患者食堂等

(エ) 他の病棟と共用の場所の取扱い

病棟内に他の病棟と共用の機能訓練室等がある場合、その部分の面積は、当該病棟の面積には加算できるが、他の病棟面積に加算できない（按分等ではない）。

イ 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ他方が80%以上であること。

（裏面に続く）

- ウ 精神科病院にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条に基づく常勤の精神保健指定医が2名以上配置されている病院であること。ただし、病床数が100床未満の病院にあっては、常勤の精神保健指定医が1名以上配置されている病院であること。
- エ 整備後の病棟には患者食堂又は談話室を整備するとともに、スロープを設置する等、高齢者・身体障害者に配慮した整備をすること。
- オ 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること。
- カ 精神科病棟にあっては、整備後の整備区域の病棟には畳部屋、6床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと。

(3) 補助金額

補助金額 = ① 面積 × ② 当該年度の進捗率 × ③ 単価 × ④ 補助率

- ① 面積
基準面積（25 m²×整備後の整備区域の病床数（1病院 150床が限度））と補助対象面積（病室と同一フロアにある病棟と認められる区域）とを比較して少ない方の面積
 - ② 当該年度の進捗率
補助対象部分の工事が複数年度にわたる場合における補助申請年度における出来高
 - ③ 単価
基準単価と補助対象経費の建築単価（実際の建築単価）とを比較して低い方の単価
- | | | |
|------|----------|--------------------------|
| 基準単価 | 鉄筋コンクリート | 168,000 円/m ² |
| | ブロック | 146,700 円/m ² |
- ④ 補助率

東京都指定二次救急医療機関及び東京都災害拠点連携病院	0.66
その他の病院	0.5

IV 注意事項

- (1) 土地・建物の所有
土地については、借地であっても補助対象となります。
建物については、自己所有であることが補助の条件となります。
- (2) 根抵当権について
補助金を活用して新たに建築する建物及びその建物が建築される土地に根抵当権が設定される（されている）場合、補助を受けることができません。
- (3) 契約について
契約については、福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によります。
- (4) 財産処分の制限について
補助事業により取得した財産は、原則として39年間財産処分の制限を受けます。この間に知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。